

# 丸森町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和4年3月30日  
告示第46号

(趣旨)

第1条 町は、婚姻に伴う夫婦の新生活に係る経費を支援することにより経済的不安の軽減を図り、地域における少子化対策に資するとともに、新婚の夫婦の定住推進による地域の活性化を図るため、当該夫婦に対し、予算の範囲内において丸森町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、丸森町補助金等交付規則（平成11年丸森町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 婚姻届を提出し受理された夫婦であって、当該婚姻届を受理された日における夫婦の双方の年齢が45歳未満であるものをいう。
- (2) 婚姻年度 前号における婚姻届が受理された日の属する年度をいう。
- (3) 所得証明書 所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書であって、申請日（第6条の規定による申請を行った日をいう。以下同じ。）において取得できる最新の年度のものを用いる。
- (4) 世帯の所得 所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合にあつては、当該離職した者の所得の額は、0円とし、夫婦の双方又は一方が奨学金の貸与を受け、現にその返済を行っている場合にあつては、当該世帯の所得から奨学金の年間返済額（所得証明書と同一期間の返済額の合計額）を控除した後の金額とする）を用いる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻年度内に第6条に規定する申請を行う夫婦であること。
- (2) 申請日において、夫婦の双方又は一方が町内に住所を有すること。
- (3) 夫婦の双方が、この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 夫婦の双方が、納付すべき市町村民税等の滞納がないこと。

2 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、次に掲げる夫婦については、婚姻年度の翌年度に限り、補助対象者とする。

- (1) 婚姻年度内にこの要綱により交付を受けた次条第1項第2号の補助金の額（以下「既交付額」という。）が、同条第2項各号に規定する限度額に達していないもの。

(2) 婚姻年度内において、第8条の規定による承認を受けているもの。

(補助金の種類及び額)

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

(1) 新生活準備補助金

(2) 住居準備補助金

2 前項第1号の補助金の額は、5万円とし、同項第2号の補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 世帯の所得が400万円未満かつ夫婦双方の年齢が29歳以下の場合 60万円

(2) 世帯の所得が400万円以上かつ夫婦双方の年齢が29歳以下の場合 30万円

(3) 世帯の所得が400万円未満かつ夫婦双方の年齢が39歳以下の場合（第1号に該当する場合を除く。） 30万円

(4) 前3号に該当しない場合 20万円

3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の夫婦が、申請できる補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第2項第1号の夫婦 婚姻年度に適用された前項の区分の上限額から既交付額を差し引いた額を限度として算定した額

(2) 前条第2項第2号の夫婦 婚姻年度における前項の区分に応じ算定した額

4 第1項第1号の補助金は、同項第2号の補助金が該当する場合に交付するものとする。

(補助要件等)

第5条 前条第1項第2号の補助金に係る補助要件、補助対象経費及び次条第1項の申請書の添付書類は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請は、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付（計画承認）申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類及び別表に定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本（夫婦の婚姻日の記載があるもの）又は婚姻届受理証明書

(2) 夫婦の双方の住民票の写し

(3) 夫婦の双方の所得証明書（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合にあつては、当該離職した者の離職票又はこれに代わるものの写し）

(4) 夫婦の双方の納税証明書若しくは完納証明書又は非課税証明書

(5) 奨学金の年内返済額が確認できるもの（第2条第4号に規定する奨学金の返済を行っている場合に限る。）

(6) 第8条第3項に規定する丸森町結婚新生活支援事業補助金計画承認通知書（様式第3号。同条第1項の承認を得た場合に限る。）

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する夫婦であつて公簿等により

必要事項を確認できる場合は、同項各号に規定する書類の添付を省略することができる。

3 第1項の申請は、規則第12条の規定による実績報告とみなす。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、規則第13条の規定による補助金の額の確定通知を兼ねるものとする。

(計画の承認)

第8条 補助対象者が、婚姻年度の翌年度において別表に規定する補助対象経費を支出するときは、あらかじめ町長にその計画を提出し、承認を得なければならない。

2 前項の計画の提出は、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付(計画承認)申請書(様式第1号)によるものとし、第6条第1項各号の書類を添付しなければならない。

3 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、計画を承認することが適当と認めるときは、丸森町結婚新生活支援事業補助金計画承認通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により計画の承認を受けた補助対象者は、当該承認の翌年度において第6条の規定による交付の申請をしなければならない。この場合において、同条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する書類は添付することを要しない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条本文の規定による補助金の交付請求は、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の交付請求は、第4条第1項の補助金を合算した額とする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(3) 交付決定者が、補助金を受領した日から起算して3年以内に町外に転出したとき。

2 町長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しに係る補助金について、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補助金の返還免除)

第12条 町長は、第10条第1項第3号に該当する交付決定者が、離婚、死別、単身赴任、その他やむを得ない事情により転出した場合は、前条の規定にかかわらず、補助金の返還を免除することができる。

2 前項の規定による返還免除を希望する交付決定者（以下「免除申請者」という。）は、丸森町結婚新生活支援事業補助金返還免除申請書（様式第6号）により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、丸森町結婚新生活支援事業補助金返還免除承認通知書（様式第7号）により当該免除申請者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

ア リフォーム費用

補助要件	申請時に夫婦の双方又は一方の住所が、婚姻を機にリフォームを行う住宅であること。
補助対象経費	<p>当該住宅をリフォームする際に要した経費のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等に要する経費とし、申請日が属する年度内に夫婦が支払った経費とする。ただし、次のいずれかに該当すると認める経費は、対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 婚姻日から起算して前1年より前に実施したリフォームに係る経費</li> <li>2 倉庫及び車庫に係る工事費用</li> <li>3 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用</li> <li>4 家電購入及び設置に係る経費</li> <li>5 申請日において、他の公的制度による補助金等の交付対象となっている経費</li> </ol>
申請書添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 リフォームに係る工事請負契約書又は請書（夫婦の双方又は一方の契約に限る。）</li> <li>2 補助対象経費の領収書又はこれに準じる書類</li> <li>3 補助対象経費の内訳書等の写し</li> <li>4 施行箇所の写真</li> <li>5 付近見取図</li> <li>6 リフォームの施工内容が分かる図面（平面図等）</li> <li>7 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>

イ 住宅賃借費用

補助要件	申請時に夫婦の双方又は一方の住所が、婚姻を機に賃貸する住宅であること。
補助対象経費	<p>当該賃貸住宅を賃借する際に要した経費のうち、家賃、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料とし、申請日が属する年度内に係る費用として夫婦が支払った経費とする。ただし、勤務先から住宅手当又はそれに相当する手当の支給を受けている場合は、当該支給額を控除した額とし、他の公的制度による補助金等の交付対象となっている経費は、対象としない。</p>
申請書添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃貸借契約書の写し</li> <li>2 住宅手当又はこれに相当する手当の支給の有無及び当該支給額を証する書類</li> </ol>

	3 補助対象経費の領収書又はこれに準じる書類
	4 その他町長が必要と認める書類

ウ 引越費用

補助要件	申請時に夫婦の双方又は一方の住所が、婚姻を機に移転した住居であること。
補助対象経費	住居の移転に伴う荷物の移動及び運送に要した経費のうち、引越業者又は運送業者への支払いに係るもので、申請日が属する年度内に夫婦が支払った経費とする。ただし、他の公的制度による補助金等の交付対象となっている経費は、対象としない。
申請書添付書類	1 補助対象経費の領収書又はこれに準じる書類（引越しに係る費用が確認できるものに限る。） 2 その他町長が必要と認める書類

様式第1号（第6条、第8条関係）

年 月 日

丸森町長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

丸森町結婚新生活支援事業補助金交付（計画承認）申請書

丸森町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、丸森町補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この補助金受領後、丸森町に3年以上定住することを誓約します。

1 婚姻届提出（受理）日	年 月 日	
2 夫婦の氏名	(夫)	(妻)
3 夫婦の生年月日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日
4 夫婦の合計所得	円 ※貸与型奨学金を返済している場合はその金額の控除後の額	
5 補助対象経費の種類	<input type="checkbox"/> リフォーム費用 <input type="checkbox"/> 住宅貸借費用 <input type="checkbox"/> 引越費用	
6 補助対象（予定）経費	円	
7 交付申請（予定）額	円 内訳）新生活準備補助金 50,000 円+住居準備補助金 円	

同 意 書

補助事業の実施状況及び完了後の居住状況を確認するため、職員が夫婦の住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏 名（自署）

## 別紙

申請者氏名					
リフォーム費用	対象住宅住所				
	リフォーム概要				
	建築業者	住所(所在地)			
		名称又は氏名			
	リフォーム費用		円	契約年月日	年 月 日
	完成(予定)年月		年 月	その他公的機関による補助	1 有 2 無
住宅賃借費用	対象住宅住所				
	賃貸業者	所在地			
		名称		電話番号	
	賃料月額		円	住宅手当等支給額(月額)	円
	申請する賃料の対象期間		年 月～ 年 月		
	敷金、礼金、共益費、仲介手数料		敷金 円	礼金 円	
		共益費 円(年額・月額)	仲介手数料 円		
引越費用	対象住宅住所				
	引越業者	所在地			
		名称		電話番号	
引越費用		円	引越(予定)日	年 月 日	

## 【申請する全ての方】

補助金受領後3年以内に丸森町外へ転出した場合は、受領した補助金を返還することに同意します。また、補助金の返還が発生し返還が滞った場合は、職員が所得等資産状況について調査することに同意します。

氏名(自署)

## 【リフォーム費用該当の方】

事業の申請に当たり、当該申請におけるリフォームの施工内容について、町民税務課に情報提供することに同意します。

氏名(自署)

様

丸森町長

印

丸森町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった丸森町結婚新生活支援事業補助金について、次の条件を付して金 円を交付することに決定したので、丸森町補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

（交付の条件）

次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。

- 1 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- 2 丸森町結婚新生活支援事業補助金交付要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至った場合
- 3 交付決定者が、補助金を受領した日から起算して3年以内に町外に転出した場合

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

丸森町長

印

丸森町結婚新生活支援事業補助金計画承認通知書

年 月 日付けで計画承認申請のあった丸森町結婚新生活支援事業補助金について、その計画を承認することを決定したので、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

丸森町長 殿

住所  
氏名

丸森町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった丸森町結婚新生活支援事業補助金について、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

銀行 ・ 農協		支店	
口座種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様

丸森町長

印

丸森町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した丸森町結婚新生活支援事業補助金については、下記のとおり取り消したので、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消後の決定額 金 円
- 2 取消理由 丸森町補助金等交付規則第16条第 項該当  
丸森町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条第1項第 号該当
- 3 取消内容

既 交 付 決 定 額	円
減 少 額	円
取 消 後 の 決 定 額	円
既 交 付 額	円
返 還 額	円

年 月 日

丸森町長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

丸森町結婚新生活支援事業補助金返還免除申請書

丸森町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり補助金の返還免除を申請します。

記

補 助 金 受 領 日	年 月 日
補 助 金 額	円
返還免除を申請する理由	

第 号  
年 月 日

様

丸森町長

印

丸森町結婚新生活支援事業補助金返還免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった丸森町結婚新生活支援事業補助金の返還免除については、下記のとおり承認しますので、丸森町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

返還免除を承認する金額 金 円